

定期監査の結果に基づく措置について

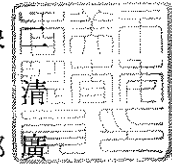
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成29年8月18日

香美市監査委員 三木 象

香美市監査委員 竹村

香美市監査委員 甲藤 邦



記

1 措置を講じた部署

中央公民館・給食センター・生涯学習振興課・図書館・少年育成センター・美術館

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 平成29年8月10日

(2) 措置通知年月日 平成29年8月18日

(3) 指 摘 事 項

ア 香美市立中央公民館スクリーン増設工事については、指名競争入札が不調となり、随意契約を締結しているが、契約の相手方は、当初の入札において最低制限価格を下回り失格となっている業者である。最低制限価格を下回る金額で契約することは、地方自治法第2条第16項、第17項（法令に反した事務処理の禁止、行為の無効）に抵触するため、当該契約は無効である。（中央公民館）

イ 文書の整理は、原則として簿冊により行い、一つの簿冊に綴じ込む文書は、原則として作成年度、保存年限及び文書分類が同一の文書のみとすべきところ、関連の文書が別々の簿冊に綴じられている事例が散見された。（全般）

ウ 香美市立図書館及び美術館収蔵庫の建設用地については、正式な建設用地を決定せず地質調査他3件の経費を支出している。本来、建設用地が決定した後にすべき行為であり、地方自治法第232条の3（支出の原因となるべき行為の適時性）に抵触する。（生涯学習振興課）

(4) 措置等の内容

ア 今後、契約事務を含めた適正な事務執行に当たっては、法令・条例等の確認及び解釈に努力し、関係法令を遵守した業務の執行に努める。

イ 文書整理は、香美市文書事務取扱規程第33条の規定に基づき、一つの簿冊に綴じ込む等の指示をした。

ウ 事業の予算執行（支出負担行為）に当たっては、市民・市議会等に対して透明性を持って、厳正かつ慎重に適正な事業の執行に努める。